

# 神戸市保健医療審議会傍聴要領

平成12年5月11日

審議会会長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市保健医療審議会（専門部会を含む。）（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道席に分ける。

(傍聴の手続き)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者のうち報道関係者にあつては報道席で、その他の者にあつては、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第4条 整理券は、審議会開催の当日、所定の時間及び場所で配布する。

2 受け付け終了後、定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。なお、定員に満たない場合は、先着順により傍聴人を決定する。

3 傍聴章は、傍聴整理簿に、住所及び氏名を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は、20名以内を原則とする。

2 前項の定員は、審議会の開催の都度、会場に応じて、会長又は専門部会部会長（以下「会長等」という。）が決定する。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- ① 酒気を帯びていると認められる者。
- ② 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、審議会の傍聴にあたって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ② みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと。
- ③ 携帯電話、ポケットベル等を持っている場合は、スイッチを切るなど呼び出し音が鳴らないようにすること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、審議会において、写真撮影、録画、録音、通信等をしてはならない。

ただし、特に会長等の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長等は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成12年5月12日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。